

○中野市行政改革推進委員会条例

平成17年 4 月 1 日 条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募委員

(3) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、平成30年10月30日から施行する。

令和元年度中野市行政改革推進委員会委員

令和２年２月１３日現在（識見を有する者、公募委員、市職員 合計１３人以内）

	選出区分	職	氏 名	団体	備考
1	識見を有する者	会 長	小林 治男	中野市区長会	H31.4～
2	〃	副会長	工藤 二六子	中野市ボランティア連絡協議会	
3	〃		黒崎 春美	中野市保健補導員会	
4	〃		後藤 治志	(株)八十二銀行中野支店	
5	〃		平林 次光	中野市老人クラブ連合会	R1.6～
6	〃		東 英司	信州中野商工会議所	
7	〃		池田 眞貴子	農村生活マイスター下高井支部	
8	〃		小林 日出夫	中野市豊田特産振興会	
9	〃		野口 暢子	長野県立大学	H30.11～
10	公募委員		市村 義明	公募	
11	〃		中村 幹夫	公募	
12	〃		富田 貴江	公募	
13	市職員		翠川 妙子	中野市職員労働組合	R2.2～

注) 任期は、平成30年10月30日から令和２年10月29日まで